

新旧対照表

○神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則

新	旧
<p>附 則 1～24 (略) (化学物質管理目標等の報告期限の特例)</p> <p>25 (略)</p> <p>26 <u>令和4年度から令和6年度までの間における第40条第3項及び第40条の2第2項の規定の適用については、これらの規定中「6月30日まで」とあるのは、「6月30日まで(特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第5条第2項の規定に基づく届出を特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則(平成13年内閣府、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第1号)第11条の規定により同条の電子情報処理組織を使用して行うときは、7月31日まで)」とする。</u></p>	<p>附 則 1～24 (略) (化学物質管理目標等の報告期限の特例)</p> <p>25 (略) (新規)</p>